

福祉部

No. 20

| 制度名 | 茨城県地域自殺対策強化交付金事業費補助金 | 主管課名 障害福祉課 精神保健 G | 問合せ先 029-301-3368 | | | |
|---|---|-------------------------|----------------------|-----|--|--|
| 目的・趣旨 | 地域における自殺対策を強化するため、市町村が行う事業に要する経費に対し、補助金を交付するもの。 | | | | | |
| 〔対象団体〕 市町村 | | | | | | |
| 〔対象事業〕 次に該当する自殺対策のための事業 (1) 対面相談事業 電話・SNS 相談事業 人材養成事業 普及啓発事業 自死遺族支援機能構築事業 計画策定実態調査事業 (2) 若年層対策事業 SNS 地域連携包括支援事業 深夜電話相談強化事業 自殺未遂者支援事業 ゲートキーパー養成事業 災害時自殺対策継続支援事業 (3) 災害時自殺対策事業 ハイリスク地対策事業 自殺未遂者支援・連携体制構築事業 自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業 こども・若者の自殺危機対応チーム事業 地域特性重点特化事業 | | | | | | |
| 〔対象経費〕 対象事業の実施に要する経費（ただし、恒常的な人件費は除く） | | | | | | |
| 〔補助限度額等〕 予算の範囲内 | | | | | | |
| 〔経費負担割合〕 | | | | | | |
| 区分 | 国 | 県 | 市町村 | その他 | | |
| (1) 該当事業 | 1/2 | — | 1/2 | — | | |
| (2) 該当事業 | 2/3 | — | 1/3 | — | | |
| (3) 該当事業 | 10/10 | — | — | — | | |
| 〔令和5年度当初予算額〕 16,720 千円 | 〔令和5年度補助対象団体〕 水戸市外 43 市町村 | | | | | |
| 〔備考〕 交付基準額は、「地域自殺対策強化交付金交付要綱」において厚生労働大臣が必要と認めた額と規定されているが、その判断にあたっては、令和5年度から国が別に設定した基準額を踏まえることとなった。 | | | | | | |